質問に対する回答書

「令和８年度宮崎市公共施設再生可能エネルギー電力調達事業」に係る公募型プロポーザルにおいて提出がありました質問について、次のとおり回答します。

※赤枠は最新更新箇所

No.	項目	質問内容	回答	回答日
1	実施要領 ２（６）	■現行契約の料金単価について ・提案金額の算定と比較の前提とするため、両施設の現行契約の基本料金単価と電力量料金単価をご教示ください。	現行契約の料金単価につきましては、回答を差し控えさせていただきます。 なお、提案限度額等の見直しに伴い「プロポーザル実施要領」等を修正しております。別途、市ホームページに掲載する修正版（■R8.10.9差替版■）をご確認ください。	令和8年 10月9日
2	実施要領 ９（１）② ・ 仕様書４	■エコクリーンプラザみやざきの算定に用いる使用電力量について ・企画提案仕様書では、当施設の予定購入電力量は約800,000kWh（R6年度ベース）とされています。 ・一方、施設別購入電力量等実績表の注記では、令和7年度は大規模点検に伴う休炉により買電量が大幅に増えているため、平常時のベースは令和6年度4月の実績を参照するよう記載されています。 ・以上から、提案金額は令和6年度4月の実績743,616kWhを年間の使用電力量とし、使用月は4月（その他季）として算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、提案時における年間の予定購入電力量は、「800,000kWh」として計算してください。 また、使用月は4月（その他季）として計算してください。	令和8年 10月9日
3	実施要領 ２（６） ・ 仕様書４	■エコクリーンプラザみやざきの購入電力量について ・施設別購入電力量等実績表によると、エコクリーンプラザみやざきの使用量は1,193,928kWh（R6）となっております ・他方、 企画提案仕様書においては当施設の予定購入電力量は約800,000kWh（R6年度ベース）との記載があります。この差異はどのようにとらえればよいでしょうか。	質問No.2の解釈の通りです。	令和8年 10月9日
4	実施要領 ２（６） ・ 仕様書 別表１（２）	■エコクリーンプラザみやざきの提案上限額の前提となる契約構成について ・当施設の現行契約は、次の3契約で構成されていると理解しています。 ①産業用電力A（常時、契約電力5,000kW） ②予備線契約（6,500kW） ③自家発補給電力（1,500kW） ・提案上限額は、次のうちどの範囲を前提に設定されているでしょうか。 ア ①のみ イ ①＋② ウ ①＋②＋③ ・ウの場合、③自家発補給電力は使用電力量なし（全月とも不使用時の基本料金のみ）として算定してよろしいでしょうか。	提案上限額は「ウ（①＋②＋③）」を前提として設定しています。 また、③自家発補給電力については、お見込みの通りです。 なお、提案限度額等の見直しに伴い「プロポーザル実施要領」等を修正しております。別途、市ホームページに掲載する修正版（■R8.10.9差替版■）をご確認ください。	令和8年 10月9日
5	実施要領 ７（６）	■30分値データのご提供について ・提案金額の算定と需給計画の精度を高めるため、中央卸売市場とエコクリーンみやざきの30分ごとの使用電力量データ（施設別購入電力量等実績表に記載の期間分）をご提供いただけないでしょうか。	実施要領にも記載しております通り、本プロポーザルへの参加資格を有することが確認できた者に対し、別途資料をご提供します。	令和8年 10月9日
6	実施要領 ８（２）	■質問者の社名公開について 正式質問に対する回答時に質問者の社名も公開されますでしょうか。	質問者名につきましては公開いたしません。	令和8年 10月9日

7	仕様書 6（2）	■スケジュールのご提供について エコクリーンプラザの定期検査などを含むメンテナンススケジュールを共有いただくことは可能でしょうか。また、当該メンテナンススケジュールを小売事業者との協議のもと、ご調整頂くことは可能でしょうか。	定期検査等のスケジュールについては、各年度の計画が策定された段階で、受託者に対して情報提供を行います。また、具体的な実施時期等については、施設運営上の制約はありますが、施設所管課と可能な範囲で協議・調整を行います。	令和8年 10月9日
8	仕様書 8（1） （エ）	■燃料費等調整単価について ・企画提案仕様書では、燃料費等調整単価は令和8年9月分の単価（離島ユニバーサルサービス調整単価を含む）で算定するとされています。 ・九州電力が公表している2026年9月分の単価（1kWhあたり、税込）は次のとおりです。 【高圧】燃料費調整単価▲0.46円、国の「電気・ガス料金支援」による割引▲2.30円、離島ユニバーサルサービス調整単価0.10円、市場価格調整単価0.89円、合計▲1.77円 【特別高圧】燃料費調整単価▲0.45円、離島ユニバーサルサービス調整単価0.10円、市場価格調整単価0.88円、合計0.53円 出所：九州電力「2026年９月分電気料金の燃料費等調整単価をお知らせします」（2026年7月30日） https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260730-1.html ・提案金額は、上記の合計単価（高圧▲1.77円、特別高圧0.53円）を用いて算定するとの理解でよろしいでしょうか。 ・特に次の2点について、ご確認をお願いします。 ①市場価格調整単価（高圧0.89円、特別高圧0.88円）を含めて算定してよいか ②高圧（中央卸売市場）は、国の支援による割引▲2.30円を含めた単価で算定してよいか（含めない場合、高圧の合計は0.53円となります）	提案限度額および見積金額の算定方法について見直しを行い、仕様書８（１）内「（エ）燃料費調整額」及び「（オ）再生可能エネルギー発電促進賦課金」については、本プロポーザルにおける提案限度額及び見積金額から除外することといたしました。 つきましては、ご質問いただいた市場価格調整単価や国の割引額等を含めた燃料費調整額の見積りへの計上は不要となります。 なお、提案限度額等の見直しに伴い、「プロポーザル実施要領」および「企画提案仕様書」等を修正しております。別途、市ホームページに掲載する修正版（■R8.10.9差替版■）をご確認ください。	令和8年 10月9日
9	仕様書 10（2）	■託送料金変更に伴う小売料金への影響について ・九州電力送配電の託送料金変更により、小売料金も変更になる見込みです。九州電力の小売料金が変更になった場合は、料金単価の変更契約実施させていただきたく存じます。	~~本契約期間中においては、当初契約した料金単価にてお支払いいたします。~~ 質問No.15の回答をご参照ください。	令和8年 ~~10月9日~~ 10月19日
10	仕様書 別表１・別表２	■契約電力の決め方（実量制の適用）について ・企画提案仕様書では、契約電力に「実量制」との記載（※書き）があります。 ・一方、エコクリーンプラザみやざきは特別高圧、中央卸売市場は高圧で契約電力が500kW以上のため、いずれも実量制（過去1年間の最大需要電力で契約電力を決める方式）の対象外で、契約電力は協議により定めるものと理解しています。 ・このため、提案金額は現行の契約電力（エコクリーンプラザみやざき：常時5,000kW・予備線6,500kW・自家発補給電力1,500kW、中央卸売市場：1,400kW）で算定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。仕様書の記載に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。 仕様書別表下部の（※１）の記載については削除いたしました。別途、市ホームページに掲載する修正版（■R8.10.9差替版■）の「企画提案仕様書」をご確認ください。	令和8年 10月9日
11	仕様書 別表２（３） ②	■中央卸売市場の子メーターと請求方法について ・企画提案仕様書では、「現在、場内テナントの電気料金計測用として、市所有の子メーターを約500個設置している」とされています。 ・電気料金は、受電地点の取引用計量器（親メーター）の計量値に基づき、市へ1本で請求するとの理解でよろしいでしょうか。 ・子メーターの検針や、テナントごとの料金計算・請求は、本事業の業務範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みの通りです。	令和8年 10月9日

12	評価基準書 評価項目７	■プロポーザル評価基準書について ・費用面での配点は30点とあります。 ・計算式では、「(最低提案金額÷当該事業者の提案金額) ×20点」とありますが、提案金額が最も安い提案者の場合30点満点となりますか。また、2番手以降は何点になりますか（計算式より20点未満となるのでしょうか）	提案金額が最も安い提案者の場合、費用面の得点は30点満点です。 2番手以降の計算式は、「(最低提案金額÷当該事業者の提案金額) × 30点」です。計算式に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。 本件に伴い「評価基準書」を修正しております。別途、市ホームページに掲載する修正版（■R8.10.9差替版■）をご確認ください。	令和8年 10月9日
13	実施要領 ８（１）	■休炉リスクの対象範囲について 企画提案資料「⑤-2定期的な設備メンテナンスや事故・故障に伴う休炉等への対応」についてですが、こちらは小売事業者が調達している発電所のリスクについての対応との理解でよろしいでしょうか？	本項目は、発電所側ではなく、対象施設（需要家）である廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやざき」の休炉に伴う突発的な電力需要の発生への対応についてご提案いただくものです。	令和8年 10月15日
14	実施要領 ６（６）	■各月使用量について 中央卸売市場の各月使用量について、時間帯別（ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間）の内訳をご提示いただけますでしょうか。	電力使用量のデータにつきましては、別途提供しております基礎資料（対象施設の過去の30分ごとの使用電力量等）をご参照のうえ、ご検討をお願いいたします。	令和8年 10月19日
15	実施要領 ２（６）	■上限価格について 九州電力送配電株式会社の託送料金は、令和8年11月1日から改定されます。九州電力株式会社の料金単価も、同日から改定後の託送料金を反映した単価になっています。この改定について、次の2点をご教示いただけますでしょうか。 ①提案限度額の算定に、この改定は反映されていますでしょうか。 ②反映されていない場合、改定による増加分は提案限度額および見積金額に含めず、燃料費調整額と同様に、別途ご請求させていただくことは可能でしょうか。	提案限度額の算定内訳等につきましては、回答を差し控えさせていただきます。 提案にあたっては、公募開始日（令和8年9月25日）時点の託送料金を元に計算してください。 令和8年11月1日の託送料金改定に伴う影響分の支払いにつきましては、契約締結時に本市と受託者で協議の上、検討いたします。	令和8年 10月19日

（宮崎市環境部環境保全課ゼロカーボン推進室）